

<報道発表資料>

令和 8 年 2 月 2 日  
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

## 令和 6 年度の京都市内の精神科病院における 業務従事者による障害者虐待に関する状況

令和 6 年 4 月から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、精神科病院において業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した場合等に、病院が所在する都道府県又は指定都市に通報する義務等が規定されました。

この度、令和 6 年度の京都市への通報等に基づく、京都市内の精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する状況について、同法の規定に基づき公表します。

### 1. 業務従事者による障害者虐待の状況

業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による京都市への通報・相談件数	10 件
業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による京都市への届出・相談件数	23 件
虐待の事実を認定した件数	4 件
認定した虐待の事実に係る被虐待者数	3 人
	女性 2 人
	不明、その他 0 人
認定した虐待の種別・類型ごとの件数 (重複あり)	身体的虐待 2 件
	心理的虐待 3 件
	性的虐待 0 件
	放棄、放置（ネグレクト） 0 件
	経済的虐待 0 件

### 2. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	4 件
--	-----

診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	0 件
職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	0 件
職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	0 件
指定医により、入院患者の診察を行った件数	0 件
改善計画の提出を求めた件数	4 件
提出された改善計画の変更を命じた件数	0 件
必要な措置を採ることを命じた件数	0 件
入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0 件

### 3. 虐待を行った業務従事者の職種

医師	2 人
看護師	1 人
看護助手	1 人

### 4. その他

京都市では、令和 6 年 4 月から、精神科病院従事者等による障害者虐待に関する専用ダイヤルの設置及び専門相談員を配置しています。

<京都市障害者虐待相談窓口（保健福祉局障害保健福祉推進室内）>

電話：075-222-4565（相談専用・平日 8：45～17：30）

FAX：075-251-2940（障害保健福祉推進室兼用）

メール：syogai@city.kyoto.lg.jp（障害保健福祉推進室兼用）

<お問合せ先>

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

電話：075-222-4161